



真実，責任，補償：1950年代日韓会談での朝鮮人 強制動員被害問題をめぐる政治

著者	太田 修
雑誌名	社会科学
巻	51
号	4
ページ	31-63
発行年	2022-02-28
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://doi.org/10.14988/00028787

真実，責任，補償

—1950年代日韓会談での朝鮮人強制動員被害問題をめぐる政治—

太 田 修

本稿では、2005年以降にあらたに開示された日韓会談資料に依拠して、1950年代の日韓会談における戦時強制動員被害問題への日本政府の対応を、「過去の克服」の観点から批判的に論じた。

第1次日韓会談で韓国政府は、日中戦争およびアジア太平洋戦争時の強制動員被害に関する「請求権協定要項」の細目として、「韓人戦没者弔慰金及び遺族慰謝料」、「韓人傷病者慰謝料及び援護金」、「韓人被徴用者未収金」、「韓人被徴用者慰謝料」を日本側に提示した。

これに対して日本側は、「コンパッショネート・リーズン」（「道義的責任」）論、および「ファクト・ファインディング」論を構想して、韓国側の強制動員被害請求に対処しようとした。そのことは、真実究明の可能性が存在したことを示しているが、実際には、戦時強制動員の責任を回避する弥縫策として機能した。

はじめに

日本の植民地支配下に軍需工場に強制動員された韓国人が新日鐵住金（現・日本製鉄）に損害賠償を求めていた裁判で、韓国大法院は2018年10月30日、新日鐵住金に賠償を命ずる判決を下した。次の引用は、2人の原告¹⁾の強制動員および強制労働の経緯を記した判決文のくだりである。

亡訴外人，原告2は，大阪製鉄所で1日8時間の3交代制で働き，ひと月に1,2回程度外出を許可され，ひと月に2,3円程度の小遣いが支給されただけで，旧日本製鉄は，賃金全額を支給すれば浪費する恐れがあるという理由から，亡訴外人，原告2の同意を得ないまま，彼ら名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金し，その貯金通帳と印鑑を寄宿舎の舎監に保管させた。亡訴外人，原告2は，火焔に石炭を入れて砕いて混ぜたり，鉄パイプの中に入って石炭灰を除去したりするなど，火傷の危険があり，技術習得とは何ら関係がない，非常に過酷な労役に従事したが，提供される食事の量は非常に少なかった。また，警察がしばしば立ち寄り，彼らに

「逃亡してもすぐに捕まえられる」と言い、寄宿舍にも監視する者がいたため、逃亡を考えることもできず、原告2は逃亡したいと言ったのが発覚して、寄宿舍の舎監から殴打され、体罰を受けたりもした²⁾。

ここで、原告らの労働が「危険」で「過酷」だったこと、「逃亡」防止のため「監視」されていたこと、「殴打」「体罰」などの暴力があったことなど、強制労働の実態を具体的に明らかにしている点で、判決自体が過去の真実究明の一環であったと言える。

この2018年大法院判決と、それを批判する日本政府および被告企業の間では、被害者の損害賠償請求権が、1965年の請求権協定³⁾第2条に定められた「完全かつ最終的に解決された」ものであるかどうか、言い換えれば、請求権協定で「解決」済みかどうかをめぐって、二項対立的な衝突が反復されてきた。その衝突には、国際法としての請求権協定第2条の規定が、強制動員被害問題を考える際の境界として引かれているのである。

この請求権協定第2条という境界をめぐる論争は、強制動員被害に対する法的責任を明確にするという点では、有意義である。だが、その論争に決着がつけばそれですべての問題が「解決」されるというわけではない。これまで多くの論者が指摘してきたように、強制動員被害問題を考えるためには、「過去の克服」(①真実究明、②責任追及・応答、③被害に対する謝罪と名誉回復、④賠償(補償)、⑤歴史記憶の継承、法律・制度の整備など)の議論から始めることが肝要である。

ドイツ現代史研究者の石田勇治によると、「過去の克服」は、ナチ・ドイツの暴力に対する戦後ドイツのさまざまな取り組みを総称する言葉として使われ始めた⁴⁾。そして、アメリカでのアフリカ系アメリカ人の市民権運動や日系アメリカ人への謝罪と補償、南アフリカのアパルトヘイト問題での真実究明と和解、ラテン・アメリカ、韓国などでの過去の国家暴力に対する真実究明と責任追及に向けた議論と実践などを通して深められてきた⁵⁾。そうした「過去の克服」の歴史をふまえて、その最も基本となる真実究明を、強制動員被害問題を考えるための新たな境界として引き直す必要がある。真実究明がなされてこそ「過去の克服」への途が開かれ、②の責任追及・応答から、⑤の歴史記憶の継承までが可能となるからである。

ただし、「過去の克服」における真実究明の過程は、権力と政治の問題と分かちがたく結びついてきた。後述するように、1952年から1965年までの日韓国交正常化交渉(以下、日韓会談)、とりわけ請求権問題関連委員会での「ファクト・ファインディン

グ」をめぐる議論においても、日本国家による権力と政治が作動していた。かつて植民地帝国だったこととその後の東西冷戦の激化は、日本国家の権力を強化した。その権力とそこに生じた政治は、日韓会談の強制動員被害問題に決定的な影響を及ぼした。

真実究明の過程には、特有の困難も伴う。過去の事実が、基本的には文書に依拠しているため、新たな文書の発見によって事実への疑問が呈される可能性が存在するよう⁶⁾、事実の確定には常に不安定さがつきまとう。事実は意味を与える解釈に組み込まなければ動き出さないが⁷⁾、その解釈も暫定的で論争は絶えない。こうした困難さを抱えた事実と解釈を、ここで歴史的眞実と呼ぶとするなら、その追求は、眞実をめぐる不断の対話の過程だとも言える。

そこで、あらためて問いたいのは、権力と政治が作動した日韓会談において、被害者らの被害の歴史的眞実は、どのように、あるいはどれほどに存在していたのか、ということである。歴史的眞実として究明すべき対象として、たとえば、被害者らが動員された場所、その人数、賃金、生活、事故、犠牲者、抵抗、帰還⁸⁾などが挙げられる。日韓会談において、はたしてそれらは語られたのだろうか。語られたのだとしたら、どのように、どこまで語られたのか。あるいは語られなかったのであれば、それはなぜなのか。

本稿では、こうした問いについて1950年代の日韓会談に限定して考えてみたい。1950年代に限定するのは、1960年代に入ると強制動員被害問題の議論を規定する枠組みが「経済協力」方式へと大きく変化すると考えるからである⁹⁾。1960年代については別稿で論ずることにする。

日韓会談における強制動員被害問題の議論の経緯については、拙著『日韓交渉－請求権問題の研究』で、当時閲覧できた資料をもとに部分的に論じた。だが2005年以降に日韓で新たな外交文書が大量に公開され¹⁰⁾、それを使った研究も公刊されており¹¹⁾、この問題についてあらためて再検討すべきだと考えるようになった。

新資料を使った新たな研究のなかでも、^{チャンバクチン}張博珍と吉澤文寿の研究が重要だ。張博珍は、第1次日韓会談(1952.2~4)で韓国側が提示した「対日請求権8項目要求」の第5項「韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債・公債、日本銀行券、被徴用韓人未収金その他請求権を弁済すること」、つまり韓国人の個人請求権をめぐる交渉の過程について検討し、韓国政府の対応を批判的に論じている。吉澤は、日本政府が未払給与や税関預り金、恩給などを支払うとした1950年代の「債務履行」方針から、それらをすべて「経済協力」で処理した1960年代の「経済協力方式」

への方針転換を跡づけ、日本政府の対応を批判的に考察している。

本稿では、こうした研究や新資料を踏まえつつ、日韓会談開始前後の強制動員被害問題についての日韓両政府の認識と方針、1950年代の日韓会談における強制動員被害者の人数、未払金、賠償（補償）に関する議論の過程、および第1次日韓会談直後に日本政府が構想した「コンパッションネート・リーズン」（「道義的責任」）論、第2次日韓会談（1953.4～7）において日本政府が執拗に主張し続けた「ファクト・ファイディング」論の内実について検討し、それらを「過去の克服」における歴史的真相究明という観点から批判的に論じたい。

1 植民地支配終焉直後の日韓政府による調査

1.1 南部朝鮮，韓国政府—『対日賠償要求調書』の「人的被害」

朝鮮半島の北緯38度線以南を占領統治していた米軍政は、1946年3月から9月にかけて、南部朝鮮へ帰還した朝鮮人のアジア太平洋戦争における被害を調査した。翌1947年には各道市レベルで、未払賃金、傷痍金、家族手当、貯金、期間延長手当、退職手当、債権などの被害調査を実施した¹²⁾。米軍政に設置された南朝鮮過渡政府では、こうした被害調査をもとに、「対日賠償要求」のための準備作業を進めた。

米軍政下の準備作業を引き継いだ大韓民国（以下、韓国）政府は、政府樹立の翌1949年9月に『対日賠償要求調書』¹³⁾（以下、『調書』）を完成させ、連合国軍最高司令官最高司令部（以下、GHQ）側に提出した。『調書』の第3部「1. 日戦争および太平洋戦争に基因する人的物的被害調書」の「1. 人的被害」の「1. 被動員韓国人未受金〔未だ受け取っていない金額－太田〕」として列挙された項目と金額は、表1のとおりである。

同『調書』の「2. 説明書／(1) 人的被害／1 被動員韓国人諸未受金」には、「本要求は、日本政府の関係法規と各事業所の諸給与規定による諸未受取金品と、動員によって受けた、当事者およびその遺族の被害に対する賠償等を要求するもの」だとの補足説明が付されている。さらに「(1) 人的被害」の「備考」欄には、「本調査は1946年3月1日から同9月末日にまでに駐韓美軍政庁保健厚生部への登録」によってなされたもので、「登録者は実該当者の極少数に過ぎず、1946年10月以後に帰国した同胞も莫大な人員に達することに鑑み、民国〔大韓民国－太田〕政府樹立後も徹底した再調査を考慮中であるが、予算の関係で未だ実施できていない。既調査分に関する一切の関係書類は

表1 「対日賠償要求調書」第3部「1. 中日戦争および太平洋戦争に基因する人的物的被害調書」[1. 人的被害]

款	項	目	金額〔円〕	備考
1. 人的被害				4279年〔檀紀、西暦1946年-太田〕9月末日現在の調査額である
	1. 被動員韓 国人諸未受金		565,125,241	申告労務者数105,151名?
		1. 死亡者甲慰金	63,015,000	12,603名に対して 一人当5,000円(申告額平均)
		2. 死亡者葬祭料	1,260,300	一人当100円(申告額平均)
		3. 遺家族慰藉料	126,030,000	一人当10,000円(申告額平均)
		4. 傷痍者及一般労務者慰藉料	113,053,000	傷痍者一人当5,000円
		5. 負傷者傷痍手当	36,105,941	一般労務者一人当1,000円
		6. 退職手当総額	51,161,838	申告額
		7. 賞與金総額	5,259,640	申告額
		8. 現金其他保管金	45,397,020	申告額
		9. 未受賃金	29,308,542	申告額
		10. 家庭送金額	81,573,560	1人当1箇月平均80円(申告額平均)
		11. 徴用期間延長手当額	12,960,400	1人当1箇月平均400円(申告額平均)

出典：外務部政務局（発行年不明1949か？）『執務資料第四号 対日賠償要求調書』（pp.323-324）より作成。

民国政府社会部が保管している」と記されている。こうした記述から、表1の「人的被害」は、1946年に米軍政下で実施された被害調査にもとづくものであることがわかる。

表1より、以下の点に注目できる。第一に「被動員韓国人」と表記していることである。「被動員」の「動員」は、後述の李相徳^{イ サンドク}の論文より、「強制動員」を意味すると考えてよい。つまり「被動員韓国人」は、日中戦争およびアジア太平洋戦争下で、軍人軍属あるいは労働者として「強制動員」された「韓国人」のことである。

第二に、「被動員韓国人」の人数については、軍人軍属数は算出されていないが、1946年3月から9月末までの半年間に「申告」した労務者数を「105,151名」、そのうち死亡者を「12,603名」としていたことである。韓国政府は1949年の時点で、新たな被害調査は実施しておらず、米軍政下の調査をもとに暫定的な数字を示したとすることができる。

第三に、日中戦争およびアジア太平洋戦争下の「人的被害」を「被動員韓国人諸未受金」として整理し、その「未受金」の内訳を具体的に挙げていることである。すなわち、「未受賃金」、「賞與金」、「退職手当」、「負傷者傷痍手当」、「徴用期間延長手当」など未払いの賃金や諸手当に加えて、「現金其他保管金」や「家庭送金」、死者に対する「死亡者甲慰金」、「死亡者葬祭料」を計上している。また注目すべきは、犠牲者の遺家族への慰藉料「遺家族慰藉料」や生存者への慰藉料「傷痍者及一般労務者慰藉料」も

「未受金」に含めていることである。この「慰藉料」は、強制動員被害に対する事実上の賠償ないしは補償を求めたものだと考えてよい。

実際に上記補足説明によると、これらの「要求」は、「日本政府の関係法規と各事業所の諸給与規定による諸未受取金品」と、「動員によって受けた、当事者およびその遺族の被害に対する賠償等」からなっていた。つまり、表1においては便宜上すべて「未受金」として計上しているが、論理的には、被害者らが受け取っていない「諸未受取金品」と、「被害に対する賠償等」を区別していた。後者の「被害に対する賠償等」には、上記の2つの「慰藉料」が該当することは明らかである。

ところでこの点に関連して張博珍は、両者の区別は表面的なものであり、「弔慰金」、¹⁴⁾「葬祭料」、¹⁵⁾「慰藉料」などの賠償は、「日本の関連規定による死亡、負傷に対する受取債権の回収要求」で、これは「交戦関係による賠償」ではなく、「未受金」要求に過ぎないと述べている¹⁴⁾。上記の「要求」の「賠償」は後述するように、たしかに「交戦関係による賠償」ではないが、張が言うように「未受金」要求だとは言えない。「弔慰金」、¹⁵⁾「葬祭料」、¹⁶⁾「慰藉料」などは、補足説明の記述通りに「賠償」と理解すべきで、「交戦関係による賠償」とは異なる「賠償」だと考えられる。「日本の関連規定」による要求なので「受取債権の回収要求」だとの張の指摘も疑問である。「日本の関連規定」によるかどうかは問題ではなく、その「被害に対する賠償」を深いところで捉えているかどうか重要なのである。

では、『調書』で使われている「賠償」とはいかなるものだろうか。それを考える際に、米軍政下の南朝鮮過渡政府で強制動員被害の理論的検討を主導し、日韓会談の韓国側代表として請求権問題に最も深くかかわった李相徳（第1次会談当時、朝鮮銀行業務部代理）が、総合雑誌『新天地』1948年1月号に書いた論文「対日賠償の正当性」が示唆を与えてくれる。

その論文で李相徳は、「強制動員された今次戦争の結果、被った損害」として、「(ア) 動員または志願により出征した軍人軍属の死亡・疾病または不具疾病の犠牲に対する一切の手当・恩給及び補償、(イ) 戦闘又は軍事行為の結果、死亡障害に依る損害、(ウ) 徴用・勤勞奉仕又は報国隊の名目で強制労働の犠牲となった者及びその生存被扶養者の損害」¹⁵⁾の項目を列挙し、「軍人軍属の死亡・疾病または不具疾病の犠牲」や、「強制労働の犠牲となった者及びその生存被扶養者の損害」に対する「補償」を提示している。

また『調書』の「序文」¹⁶⁾では、「対日賠償請求の基本精神」は、「日本を懲罰するための報復の賦課にあるのではなく、犠牲と恢復のための公正な権利の理性的要求」にあ

ることが強調されている。

この李相徳論文の「補償」と「損害」, そして『調書』の「序文」の「対日賠償請求の基本精神」を合わせて考えれば, 同『調書』の「2. 説明書」に記された「賠償」とは, 強制動員被害者の犠牲や損害に対する「補償」と同義であり, 植民地支配下の戦時強制動員被害の「犠牲と回復のための公正な権利の理性的要求」という人権重視の考え方が含意されたもので, 総じて, 戦時強制動員被害の責任を日本政府に問うものだったと言える。

この韓国側が示した「賠償」は, サンフランシスコ講和条約第 14 条で, 日本との交戦国, つまり連合国側に認められていた, いわゆる国際法上の賠償 (reparation) とは異なるものであった。「戦争中に生じさせた損害及び苦痛」に対して敗戦国日本が連合国側に支払う賠償 (サ条約第 14 条) が近代国際法によるものだとしたら, 韓国側が示した「賠償」は, 連合国側, つまり当時の国際社会では承認されていない, いわば植民地支配を経験した韓国人びとによって形作られた観念と言えるものかもしれない。それゆえ韓国側が示した「賠償」観念と, GHQ や, サンフランシスコ講和条約の草案を主導したアメリカ, 当事者である日本などが堅持していた国際法上の「賠償」概念の間には, 齟齬が生じていたと言えよう。

GHQ も, アメリカも, 日本も, 韓国が日本との交戦国ではなかった, つまり連合国ではなかったという理由から, 韓国のサンフランシスコ講和条約への署名を認めなかった。当然ながら韓国は, 同条約第 14 条による「賠償」を日本に要求できなかった。問題は, 韓国側が独自に観念していた「賠償」がアメリカや日本などに容認されなかったことをどう考えるかということである。日本政府は, 近代国際法と植民地支配正当論の立場から, 韓国側の「賠償」要求はサンフランシスコ講和条約に違反するもので言語道断だと考えていた。GHQ とアメリカは, 東西冷戦が激化するなかで共産主義との戦いをより重視し, 日本のかつての植民地支配にも, ある程度理解を示していた。こうしたことから, 韓国側の「賠償」が容認されなかったのは, 韓国が日本との交戦国ではなかったという表向きの理由からだけではなく, より本質的には, 植民地主義と冷戦による権力と政治が作動していたからだと言える。

結局, サンフランシスコ講和条約第 4 条 a 項で, 日韓間の財産および請求権は, 両国間の「特別取極」によって「処理」されることになり, 韓国側の「賠償」観念は, 事実上否定された。そのため後述するように日韓会談において韓国側は, 戦時強制動員被害問題を, 「賠償」ではなく「請求権」として主張し, 議論することになった。具体的

には、1950年代に開催された第1次会談から第4次会談までは、いわゆる「対日請求権8項目」第5項で強制動員被害者の「弔慰金」や「慰謝料」「援護金」として、また1960年に開催された第5次会談以後は、「対日請求権8項目」第5項(4)に「戦争による被徴用者の被害に対する補償」という独立した項目を立てて議論することになる。

ところで『対日賠償要求調書』の作成後に、韓国国内で強制動員被害に関する再調査が行なわれたことが近年の研究で明らかにされている。まず、第1次日韓会談後の1952年12月に李承晩大統領が第2次日韓会談に向けて再調査を命じ¹⁷⁾、翌53年にかけて内務部が全国で調査を実施した。その結果、『日政時被徴用者名簿』(65巻, 22万9614人分)が整理された¹⁸⁾。続いて、第4次日韓会談(1958.4~1960.4)開始前夜の1957年から1958年にかけて、韓国社会保険部が「被徴用者」調査を実施し、『倭政時被徴用者名簿』(20巻, 28万5771名分)が作成された¹⁹⁾。いずれも申告にもとづく調査だとされており、そこで示された人数は、先述の1946年の申告数105,151人に、新たに申請された人数を加えて算出したものと推測される。

だが日韓会談において韓国側が提示したのは、1946年の被害者数105,151人のみで、1950年代の2度の調査で得られた被害者数は提示されなかった。その理由は不明だが、それらが申告にもとづく暫定的な数値であり、すでに収集されていた日本側資料の数値より少ないと判断したためではないかと考えられる。

1.2 日本―「未払金」調査、供託、名簿、軍人軍属数調査

外務省の資料によると敗戦直後の日本政府は、朝鮮植民地統治について、「国際法、国際慣例上普通と認められていた方式により取得され」、「経済的、社会的、文化的の向上と近代化」に「貢献」したのだから、「国際的犯罪視」されるべきではないと認識していた²⁰⁾。戦時強制動員について言えばその認識は、責任が問われることへの恐れの裏返しだった。だからこそ、朝鮮植民地統治は「国際的犯罪視」されるべきではないとアメリカに熱心に訴えかけ、韓国側の強制動員被害への「賠償」要求に備えてその対応策を検討することになったのである。

一方、日本に動員されていた朝鮮人労働者は、各地の鉱山や炭鉱、工場、土木現場で、各事業所に対して「未払金」の支払いや「傷病」、「死亡」への補償を求める運動を活発に展開していた。古庄正の研究によるとそうした運動は、炭鉱など鉱山を中心に40ないし50箇所で行われ、参加者は約9万人にのぼった。その運動において1945年10月に結成されていた在日本朝鮮人連盟が大きな役割を果たした²¹⁾。日本政府はその

運動に早急に対処することを迫られていた。

厚生省は1946年6月、朝鮮人労働者への「未払金」の実態を把握するために、勤労局長、労政局長、保険局長の連名で、各都道府県知事あてに「朝鮮人労務者に関する調査の件」を通牒し、管下の事業所が雇用する朝鮮人労働者の本籍地、入退所年月日、退所事由、未払金額、退所時の処遇等に関する調査を命じた²²⁾。そして同省勤労局は、各企業がその報告様式にしたがって作成した名簿をもとに「朝鮮人労務者に関する調査」名簿を作成した。現在、そのうちの16府県分のみが確認されているだけで、他は不明だという²³⁾。

くわえて厚生省は1946年10月、「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」なる通牒を發し、地方長官を通じて「未払金」を供託によって処理するよう指示する措置をとった。1950年2月には、主務大臣が関係企業に供託を命じられること、日本銀行が供託物を保管すること、主務大臣の命令に違反して供託を怠った者には過料が課されること、などを内容とする政令第22号「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」(2.28)²⁴⁾を公布、施行して供託を進めた。

労働省においても、強制動員された朝鮮人労働者の未払い賃金に関する調査が1950年に実施され、1953年にはその結果が労働省労働基準局給与課「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金債務等に関する調査統計」(1953, 1950年調査の集計, 『経済協力 韓国一〇五 労働省調査 朝鮮人に対する賃金未払債務調』所収)として整理された²⁵⁾。

外務省の対処方針は不明だが、次の内部文書から強制動員被害問題への認識の一端が垣間見える。日韓会談開始以前に外務省は、先述の『対日賠償要求調査』を入手し、その対処方針をまとめた文書「韓国の対日賠償要求について」を作成していた²⁶⁾。同文書中の「徴用された朝鮮労働者の賠償要求」の項目には、「徴用の状況」が約1頁叙述されているが、すべて黒塗りされている。そしてそのすぐ後に次のような文書作成者のコメントが付されている。「徴用された者は内地において相当の待遇を受けたので不平をいう者は少なかったようであるが徴用の際その狩出に無理があつたので「創氏改名」「米の強制供出」と共に三大怨恨事といわれ甚不評判なものであつた」。作成者は外務官僚だと推測されるが、「徴用の際その狩出に無理があつた」との認識をもっていたことがわかる。

軍人軍属数についても、後述するように、厚生省や外務省、法務省において調査が進められていた。上記の外務省内部文書に記載されているとおり、「日本軍に参加し従軍中戦死し或は負傷した朝鮮人兵士の家族の賠償要求」に対処するために「調査して善処

すべき」だとの認識があったからである²⁷⁾。

外務省の内部文書によると、1951年10月20日に開催された日韓予備交渉が開催される直前においても、「日本に対する朝鮮側の請求権」の一つとして「徴用された労働者の要求」、および「日本軍に参加し従軍中戦死しあるいは負傷した朝鮮人兵士の家族の要求」がなされることが予想されていた²⁸⁾。

2 「コンパッション・リーズン」による 「特別の考慮」—第1次会談とその後

2.1 「未収金」をめぐる齟齬—第1次会談

1952年2月に開始された第1次日韓会談の「財産及び請求権委員会」第2回会合(2.21)において韓国側は、「韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側案」、いわゆる「対日請求権8項目」を提示した。その第5項は、「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人未収金、その他の請求権を弁済すること」だった。

次の第3回会合(2.27)で韓国側は、「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」を提出して、その趣旨および概要を説明した。そして第5項には、「太平洋戦争中の韓人戦没者弔慰金及び遺族慰謝料」、「太平洋戦争中の韓人傷病者慰謝料及び援護金」、「太平洋戦争中の韓人被徴用者未収金」、「太平洋戦争中の韓人被徴用者慰謝料」が含まれると述べた²⁹⁾。それ以上の説明はなされなかったが、それらは、先に紹介した『対日賠償要求調書』の第三部「一. 中日戦争および太平洋戦争に基因する人的物的被害調書」の「一. 人的被害」にもとづくもので、事実上の「賠償」ないしは「補償」を意味するものだと考えられる。

これに対して日本側は第5回会合(3.5)で、4項目からなる「日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」を提出した。添付の別紙「日韓両国間の財産及び請求権処理要領(案)」の「六、被徴用韓人の未収金」では、「日本国は、被徴用韓人の未収金にして、その請求権が、日本国及びその国民から正当に取得されたものである限り、その権利を確認するものとする。／その支拂の方法については、別途協議するものとする」とし、「被徴用韓人の未収金」の支払いには応じると回答していた³⁰⁾。

もとより日韓間の財産および請求権問題とは、サンフランシスコ講和条約第4条 a

項で、日韓両国および両住民の間の財産および請求権の処理は「特別取極の主題」とするとされたことから生じたものである。日本政府は、サンフランシスコ講和条約が締結される以前より、日韓間の財産および請求権を処理するために、植民地支配終焉時に残置した在韓日本財産に対する請求権を放棄し、韓国側も対日請求権を放棄するという「相互放棄」方式を基本方針としていた。ところがサンフランシスコ講和条約草案作業の最終段階で韓国側の要請を受け入れたアメリカが第4条 a 項を設けたことにより、日本側が望んでいた「相互放棄」方式は採用されなかった。

この事態に対処するため日本側は、日韓会談で韓国側が「莫大な対日請求権」を主張してくると想定して、在韓日本財産請求権を「bargaining tool」（交渉の手段）として主張することになった³¹⁾。韓国側は日本側の在韓日本財産請求権の主張を強く批判した。ここに生じた対立が主因となって第1次会談は決裂し、その対立は第4次会談前夜まで続くことになる。

第1次会談で韓国側が提起した「被徴用韓人未収金」の請求に対して、日本側は支払いに応じる旨回答していた。だが両者の「被徴用者未収金」認識の間には、植民地支配下での戦争被害の責任をめぐる根源的な齟齬が存在していた。韓国側の「被徴用韓人未収金」の請求は、単なる「未収金」の返還だけでなく、植民地支配下の戦時動員の責任を問い、被害に対する「賠償」、ないしは「補償」を求めるものでもあった。日本側にとって「未収金」の「請求権」は、「正当に取得されたものである限り、その権利を確認する」ものに過ぎず、戦時動員の責任を問われるものではなかった。それゆえ「被徴用韓人未収金」をめぐる表面上の合意は、両者の間の齟齬を一時的に弥縫したものに過ぎなかった。

2.2 「戦傷病者、戦没者に対する補償」—第1次会談後

日本の外務省は第1次会談決裂後も、財産請求権問題を「相互放棄」方式で解決する方針を堅持していた。だが強制動員被害問題への対処の方法には、若干の変化が生じていた。1952年11月に外務省が作成した内部文書「相互放棄の表現方式について」の別添文書「日韓請求権問題—相互放棄の諸問題」の「三、コンパッションネート・リーズン〔compassionate reason—太田〕による請求権」³²⁾は、その変化を示す最初の資料で、その要点は次のとおりである。

韓国側が「日本側に妥協の意思ありとみれば更に思い上がって相互放棄のみでは満足しないとの態度をとることも考えられ〔中略〕コンパッションネート・リーズンによる請

求が問題となる」, その「コンパッショネート・リーズンによる請求」に属するものとして、「文化財, 引揚韓人預託金, 内地記号貯金, 徴用工未収金, 軍人未払給与等」があり, 「この請求権を認めるか否かは政治的考慮に委ねる他はない」が, 特別取極で「相互放棄」する請求権とは別個に, 「日韓親善目的其他にことよせて政治的見地から贈与するものとし, その積算の基準も無理に請求額に合わせることなく贈与し, 特別取極では相互放棄の建前を貫くを可とする」。

この文書は「相互放棄」方式の「建前」を貫徹することを基調としているが, 「思い上がり」や「日韓親善目的其他にことよせて政治的見地から贈与」などの言葉には, 居丈高な横柄さが際立っている。その一方で, 「相互放棄」の対象外の請求権として, 「文化財」や「引揚韓人預託金」, 「内地記号貯金」, 「徴用工未収金」, 「軍人未払給与」などは, 「コンパッショネート・リーズンによる請求」³³⁾として, 「政治的見地から贈与」する, と新方針が提示されている。この文書には, 居丈高な横柄さと道義的責任のあいだの動揺が露呈している。

同年12月末に作成され, 第2次会談再開の方針が記された外務省内部文書には, さらに踏み込んだ内容が見られる。すなわち, 「(1) 終戦以前から引きつづき日本に居住している韓国人の私有財産, / (2) 世襲的文化財, / (3) 軍人, 軍属に対する未払給与, / (4) 徴用韓人未収金, / (5) 戦死者弔慰金, / (6) 恩給」は, 「相互放棄」の対象外とし, 日本に「道義的責任があるので, 特別の考慮を払う」ものとされている³⁴⁾。

このように外務省は, 財産請求権問題を解決するために「相互放棄」方式を基本方針としつつも, 「軍人, 軍属に対する未払給与」, 「徴用韓人未収金」, 「戦死者弔慰金」, 「恩給」などを「相互放棄」の対象から外し, 「コンパッショネート・リーズンによる請求」, あるいは「道義的責任があるので, 特別の考慮を払う」ものとして対処する途を考究していた³⁵⁾。

後述のようにこうした方針は, 韓国に無償供与および貸付けを措置することで請求権の「相互放棄」をはかる「経済協力」方式が1960年代初めに確定するまで維持されることになる。「コンパッショネート・リーズン」および「道義的責任」によって「特別の考慮を払う」という考え方は, 植民地支配下の戦争責任を果たすものではなかったとはいえ, 1965年の日韓請求権協定締結以降に, 強制動員被害者らの補償要求を「完全かつ最終的に解決された」として問答無用に切り捨て続けた日本政府の姿勢とは異なるものだった。

さらに第2次会談直前の1953年3月に外務省が作成していた内部文書「日本側特別

取極案」の第二案には、請求権の「相互放棄」の規定（第1条）とは別に、次のような第3条が設けられた。

第三条／日本国は、前記第一条の規定にかかわらず次のものは別に制定される日本国の法令に従ってこれを支払う。

- (I) 千九百四十五年九月二日前に日本国の軍隊の構成員であった韓人の勤務に関する給与、軍事郵便貯金及び戦傷病者、戦没者に対する補償。
- (II) 千九百三十八年の国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力を命ぜられた韓人及び日本国の陸軍及び海軍の要請に基いて戦闘に参加した韓人のそれぞれの勤務に関する給与及び戦傷病者、戦没者に対する補償。
- (III) 日本国の領域において預入れられた郵便貯金並びに契約された簡易生命保険及び郵便年金（未経過保険料及び年金を含む。）
- (IV) 恩給。但し総理府恩給局長裁定の国庫支弁のものに限る。³⁶⁾

この「日本側特別取極案」は、財産請求権協定案の第二案であって、実際に採用されて韓国側に提示されたわけではない。とはいえ外務省内に、朝鮮人軍人軍属および朝鮮人労働者の「給与」、「貯金」の支払いだけでなく、「戦傷病者、戦没者に対する補償」を行なう、との考え方が存在したことは注目に値する。「補償」の説明がなく詳細は不明だが、「戦傷病者」と「戦没者」への「補償」が、「取極案」すなわち条約案に明記されたのは、管見の限りではこれが最初で最後である³⁷⁾。

それにしても、外務省内で1952年から53年頃に、なにゆえ「戦傷病者、戦没者に対する補償」を行なうとの考え方が浮上し、それが「特別取極案」として創案されたのだろうか。直接的には、『対日賠償要求調書』と第1次会談で韓国側が、日中戦争およびアジア太平洋戦争に動員された韓国人の「被徴用者未収金」、「戦没者弔慰金及び遺族慰謝料」、「傷病者慰謝料及び援護金」、「被徴用者慰謝料」など、事実上の「賠償」を要求し、植民地支配下の戦争被害に対する日本政府の責任を問うたからにはほかならない。

そのほかに、日本で軍人軍属への支援法が制定、施行されたことが関連していると考えられる。1952年4月30日に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が公布・施行された。この援護法は、日中戦争およびアジア太平洋戦争での「負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」ものだが、附則で「戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用

を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない³⁸⁾とされ、旧植民地出身者は除外されていた³⁹⁾。翌53年には軍人軍属を対象とする恩給法が復活したが、戦前からの恩給法には「国籍を失いたるとき」(第9条)はその権利が消滅するとの規定があり⁴⁰⁾、旧植民地出身者は、日本国籍取得者を除いて、その対象から除外された。先の「特別取極案」の作成者が、こうした旧植民地出身者に対する差別と不条理に対処するために、「韓人」に対しても日本国籍者と同様の措置をとる必要があると考え、「特別取極案」を創案したとしても不思議ではない。

さらに、1948年12月に国連総会で採択された世界人権宣言が「特別取極案」の作成者の念頭にあった可能性がある。世界人権宣言は、1945年以前の「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした歴史を踏まえて、社会の各個人及び各機関が、すべての人民の「権利と自由との尊重」を促進し確保することに努力するよう、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として世界人権宣言を公布する、と国際連合総会が宣言したものだ。

これまで公開された日本側日韓会談関連文書には、韓国人の強制動員被害問題にかかわって世界人権宣言に言及した資料は今のところ見つかっていない。ただし、他の問題について議論した際に、世界人権宣言を意識していたことを示す事例がある。たとえば、第1次会談で日本側は、在韓日本人私有財産請求権主張の論拠として世界人権宣言第17条第2項「何人もその財産を欲しいままに奪われることはない」との規定を挙げていた⁴¹⁾。また第2次会談中に開催された、「在日朝鮮人の処遇殊に教育及び生活保護問題」についての日本側代表者打ち合わせ会議で、厚生省側は生活保護問題について「世界人権宣言等存在する今日、人道上放置して置く訳には行かず保護を加えねばならぬ」と発言していた⁴²⁾。サンフランシスコ講和条約の前文でも「日本国としては、〔中略〕あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力」と謳われていた。

これらの資料は世界人権宣言の影響を証明する直接的な論拠とはなりえないが、日韓会談に関与した日本の官僚が世界人権宣言を意識していたことを示すものである。推測の域を出るものではないが、先の「特別取極案」に「戦傷病者、戦没者に対する補償」という文言が記されたのは、基本的人権尊重の原則を謳った世界人権宣言の影響があったからだとも考えられる。

3 「事実関係の立証」における権力と政治—第2次会談

1953年4月から始まった第2次日韓会談には「請求権関係部会」が設置された。5月11日に開かれた第1回会議では、まず久保田貫一郎日本側代表が、法理論の討議は棚上げにして、「現実的な角度から問題に取り組」んではどうかという旨の挨拶をした⁴³⁾。これに対して韓国側張基榮^{チャンギヨン}代表も、「財産及び請求権問題に関する原則と法理論の段階は終わった」、「過去を清算し、あらたな事態の発展」に即応するためには「不快な過去」を「早く忘れ去り」、「過去問題と処理終結は迅速果敢に決定」すべきだと述べた⁴⁴⁾。両者の挨拶は、朝鮮戦争の停戦という新たな事態を想定した発言だったと見られ、両者は「事務的、継続的に話合」うことで一致した。

第2回会議(5.19)において久保田代表は、「法律論に拘ってはいは議事が進まないのでファクト・ファインディング〔fact finding-太田〕を行って問題を解決していくことにしたい」と提案した⁴⁵⁾。「法律論」とは、第1次会談で対韓日本財産請求権主張の根拠として日本側が提示したハーグ陸戦法規やイタリア講和条約、それに対抗して韓国側が提示した米軍政庁法令第33号やサンフランシスコ講和条約第4条など、国際法による論理のことである。第2次会談ではそうした「法律論」ではなく、「ファクト・ファインディング」によって議論を進めようとの提案であった。これは、一連の日本側資料に見られる「実態を具体的に明らかにすること」、「事実問題の究明」と同義だと見てよい。双方は、「ファクト・ファインディング」を効率的に進めていくために、専門家による非公式会議および「請求権関係専門家協議会」(6.18)の開催に合意した⁴⁶⁾。

かくして第2次会談で、「ファクト・ファインディング」論が初めて韓国側に提示されて議論されることになった。韓国側の張代表はまず、「(1) 朝鮮の地図原版類、国宝文化財等、(2) 旧日本軍に属した韓人、徴用労働者に対する未払金、(3) 在鮮日銀券及び引揚韓人預託金、(4) 南方占領地域慰安婦の預金、残置財産」について説明し、質問した⁴⁷⁾。そのうち強制動員被害に関連していたのは、次の3点だった。

第1は、先述の、日本で公布、施行された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に関してだった。張は、強制動員された軍人軍属の戦死病者4,800名、行方不明者約7万名という数字をあげ、「援護法をつくつた時に考慮されたかどうか」日本側に質した⁴⁸⁾。

第2は、「被徴用者の未払給与その他」の処理方針に関する質問だった。張は、米軍政下の1946年9月30日現在の調査では、「全国的な申告」による「被徴用者」数は10

万 5000 名、そのうち死亡者は 1 万 6000 名（すべて未帰国者でそのうち申告のあった死亡者は 4800 名）、傷病者は約 7000 名だと述べた上で、「被徴用者」数や未払給与などに関連して連合軍最高司令官 SCAP からの引継状況、および日本側の処理方針について説明を求めた⁴⁹⁾。

第 3 は、「南方占領地域慰安婦の預金、残置財産」についての言及である。「韓国女子で戦時中に海軍が管轄していたシンガポール等南方に慰安婦として赴き、金や財産を残して帰国して来たものがある。軍発行の受領書を示して何とかしてくれといつて来るので社会政策的に受取りを担保にして金を貸したこともある」と張は述べた。

張博珍も指摘しているように、これに関連して、第 1 次会談時に韓国側代表の林松本^{イムソンボン}が財務部長官に提出した建議書「対日会談財産権および請求権問題」の「将来対日会談時に提起されるべき property and claims に関連する題目および条項」に「太平洋戦争中の慰安婦保管金関係」との記述が見られる⁵⁰⁾。おそらく韓国政府内で、日本軍「慰安婦」が東南アジア等に残置した財産についても返還請求すべきだとの議論があり、それが張代表の発言に現れたものであろう。

管見の限りでは、上記の張代表の発言は、日韓会談で日本軍「慰安婦」に言及された唯一の資料である。ただし、発言の趣旨は「預金、残置財産」の返還にあり、1990 年代以降、日本軍「慰安婦」被害者や支援団体らが被害の真実究明や責任の認定、謝罪、損害賠償を求めたものとは異なる性格のものだった。

こうして張代表は、日本側から提出される資料をもとに実態を確認したい旨述べて質問を終えたが、その後日本側が応答したことを示す資料は見つかっていない。

財産請求権問題の部会会議のほかに、韓国側の提案によって「事務的、継続的に話し合うことを目的とした「ワーキング・グループ」による 3 回の非公式会談（5 月 14 日、23 日、28 日）が開かれた⁵¹⁾。韓国側は第 1 次会談で提示した「韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側案」をより具体的に説明した。なかでも 5 月 23 日の会議での議論が重要だ。その備忘録「AIDE-MEMOIRE on talking of the 23rd May, 1953」によると韓国側は、強制動員被害問題について次の第 3, 4 項として整理した上で、日本側の対策の説明、および意見を求めた。

三、太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者 74,800 名（未確定概数、名簿提出可能）に対する弔慰金等措置に関する日本側対策又は意見

四、太平洋戦争中韓国人被徴用労務者（1946 年 9 月 30 日現在、申告者数 105,151

名、徴用中死亡者 12,603 名、同負傷者約 7,000 名、但し、以上は未確定数なるも、追て名簿提出可能) に対する諸未払金及び弔慰金等措置に関する日本側対策又は意見⁵²⁾

「四、太平洋戦争中韓国人被徴用労務者」に記された数字は、すべて 1949 年作成の『対日賠償要求調書』に明示されていたものだが、「三、太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者 74,800 名」は同『調書』には見られず、この会議で初めて明らかにされた。前述の 1952 年から 53 年にかけてあらたに実施された調査にもとづく数字だと推測される。「名簿提出可能」と記されていることから、名簿が作成されていたこともわかる。

これに対して上田克郎大蔵省理財局外債課長は 6 月 11 日の第 3 回会議で、韓国側が提示した「AIDE-MEMOIRE」の諸項目は広範囲に及ぶため対策報告の準備ができていないと前置きした後、「韓国出身軍人、軍属の未払給与」に関連する「韓人非居住者の供託状況」について以下のように説明した。

旧陸軍関係についていえば、本年〔1953 年－太田〕5 月末現在で供託済みのものは復員者 40,415 名、死亡者 4,087 名で供託金は 24,770,720 円。供託は本年度をもって終了する見込みである。海軍関係では、政令第 22 号による供託のスタートが陸軍よりも遅れ、従来一般供託法によって供託していた分を本政令に移換えた、5 月末現在で件数 49,252 件、金額にして 53,402,980 円が供託された。本年度中に供託を予定されるものは 350 件約 70 万円であり、1954 年度に約 3000 件が持越される⁵³⁾。

続いて上田は、「供託」は 1950 年 2 月 28 日公布の政令第 22 号「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」によること、供託済みの者は名簿が存在し「38 度線の有無に関係なく出身地が判明する」こと、韓国人分の給与は 1947 年 6 月までにすべて復員したものと推定して算出したものでそれをどう処理するかは未定であること、「未復員者の扶養手当」は「内地に家族が在住すれば韓国人も日本人と平等に支給される」こと、などを補足説明した。

最後に上田は、軍人軍属の遺骨について、陸軍関係は韓国に還送したことはなく、日本に 1,444 件を保有しており、海軍関係は釜山、濟州島などに 7,422 件を還送し、日本に 2,672 件を保管中だ、と述べた⁵⁴⁾。

結局、「従軍韓人軍人、軍属に対する未払給与」および戦死傷病者問題について、双方が収集した資料が不十分で不正確であるため、専門担当間でさらなる名簿の突合せ、資料照合を行うことで合意した⁵⁵⁾。そして1週間後の6月18日に「請求権関係専門家協議会」が開かれ、韓国側が持参した「軍人、軍属未払給与」に関するリスト12冊を日本側に貸与することになった⁵⁶⁾。だが協議会の開催はこれが最後となり、名簿の照合はなされなかったようだ。

その後、第2次会談の日本側代表久保田貫一郎外務省参与は7月22日、倭島英二外務省アジア局長、^{キムヨンシク}金溶植駐日代表部公使、張基栄代表との非公式会談で、「国交をなるべく速やかに開くこと」、「国籍処遇・請求権・漁業問題については、政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）を設置」すること、軍人軍属・徴用労務者の未払給与、恩給について名簿の「突合せ作業」が終了し次第、支払いを開始することを内容とする試案を、韓国側に提示した。これに張代表は、「過去の問題である請求権・船舶の問題をまず解決した上で、基本条約と処遇問題」に入るべきだと主張し、折り合わなかった⁵⁷⁾。

官民合同の専門家委員会での名簿の「突合せ作業」の計画は、協議の膠着状態を打開するための日本側のアイデアだったが、第2次会談が朝鮮戦争休戦協定締結を受けて休会になったことにより、それも立ち消えとなった。

さて日韓財産請求権交渉では、第1次会談で「法律論」、「法律関係」について議論がなされ、第2次会談では「ファクト・ファインディング」という方法が日本側によって初めて提示された。そして1958年の第4次会談以降は、「法律関係」と「事実関係」によって韓国側の対日請求権をどの程度認めるかを協議することになったが、この第2次会談で始められた「ファクト・ファインディング」をどのように考えるべきだろうか。

まず、先述のように日本側が、「政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）」の設置、および軍人軍属、被徴用労務者ら強制動員被害者の名簿の「突合せ作業」の実施を韓国側に提案していた事実から、歴史的真相究明の可能性が存在していたと行うことができる。

だが、歴史的真相の究明はそう簡単ではなかった。前稿で明らかにしたように、外務省の内部文書によれば、韓国側に「事実関係の立証」を求めるとの日本側の方針は、第1次会談開催直前に作成された文書「請求権問題会談の初期段階における交渉要領」に、最初の記述がみられる。その第3項には、韓国側に「確実な証拠資料の添付を求める。これは先方に法外な請求を自制さす効あるのみならず、先方は戦乱の結果資料を欠

くので我方に有利である」と記されている⁵⁸⁾。「戦乱」とは朝鮮戦争のことで、韓国側はその「戦乱」により資料を欠くので「事実関係の立証」において日本側が有利だという。

注視すべきは、この「事実関係の立証」が、「過去の克服」における歴史的真相の究明をめざすものではなく、財産請求権問題に対する日本政府の基本方針としての「相互放棄」方式を貫徹するために採用された交渉の戦術として構想されたものだったことである。すなわち、第2次会談で日本側が提示した「ファクト・ファインディング」論は、「ファクト」が立証できる資料の非保有、あるいは不十分さを前提として、韓国側に「事実関係の立証」を求め、最終的にはその立証不可能さ、あるいはその不十分さを理由に、韓国側の主張を遮断し、財産請求権問題を「相互放棄」に持ちこむことを目指した、官僚主義的で国家主義的な方案だった。日本側はその方案を第1次会談開始直前において構想し、第2次会談において実践に移した。その後、この「事実関係の立証」は、「法律関係の立証」とともに、1960年代の第5次および第6次日韓会談においても、日本政府が「相互放棄」方式を貫徹するための戦術として機能することになった⁵⁹⁾。

本稿の冒頭で言及した権力と政治に引き付けて考えるならば、強制動員被害者の「諸未収金及び弔慰金等」の要求に、「賠償」「補償」や植民地支配下の戦争責任の追及という観念を込めた韓国側と、それを封じ込めようとした日本側との交渉において、「事実」を独占してきた植民地帝国の権力と、その権力によって植民地支配下の戦争責任を不問に付そうとする政治が作動していた。「法律関係の立証」についても同様だが、強制動員された人数や名簿、賃金や諸手当の金額、供託された未払金の金額などの「事実」は日本政府と企業が独占し、韓国側に提示されることはなかった。それゆえ、「事実関係の立証」に作動した権力と政治は、「過去の克服」における歴史的真相を明らかにするものではなく、逆にそれを覆い隠す力として働いたのである。

4 「賠償」「補償」をめぐる衝突

4.1 「未払金」「預託金」「恩給」は「支払う用意あり」—第3次会談から第4次会談

1953年10月6日に第3次会談として再開された日韓交渉では、第1次会談決裂の原因となっていた日本側の対韓日本財産請求権をめぐる論争が再燃した。10月9日の日韓請求権部会第1回会合において洪璉基^{ホンジンギ}代表は、日本側の対韓日本人私有財産請求権を

批判し、韓国側はその「理不尽な請求権」に対抗して「賠償」をも主張できると仮定した上で、韓国側の対日請求権は「同じ政治及び経済機構の下にあった国が分離したことによって生ずる最小限の清算的意味の請求権」であるゆえ、「徴用者、軍人」については日本の国内措置と同等に対処してほしい、と訴えた⁶⁰。

これに対して久保田代表は、「韓国はフィリピンあるいはインドネシアと同様に36年の対日賠償があるかの如く云はれておるようであるが、日本人は韓国に賠償ありとは考えていない、率直に言って日本人は日本の大蔵省から金を持ち出して韓国経済の培養に寄与したと考えており、賠償要求を受ける筋合いはない」と反論した。いわゆる「久保田発言」である。

強制動員された「軍人軍属」、および「被徴用労務者」について、日本人と同様の措置を求めるとした韓国側の主張は、道理にかなっていた。「皇国臣民」として帝国の戦争遂行を労働現場で支えた人々の「未収金」は当然ながら支払われるべきものだったし、帝国の「皇軍」として従軍した朝鮮人軍人軍属が戸籍や国籍を理由に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」や「恩給法」の対象から除外されることは不条理この上ないことだった。

それに対して久保田の反論は、当時の日本政府と社会が有していた、植民地支配適法論や近代化論からなる植民地支配正当論を強弁したもので、韓国側には受け入れられるものではなかった。10月15日の請求権部会第2回会合では「久保田発言」をめぐる激しい論争となり、結局10月21日の本会議で第3次会談は決裂した。

久保田はその直後の10月26日に作成した内部文書で、「日韓会談決裂」の原因として韓国側の主張を二点列挙した。「(イ)三十六年間に互る総督政治は韓国のあらゆる方面に害のみを興えた」のであり、「朝鮮はフィリピン以上に賠償請求権がある」、「(ロ)被圧迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後の最も高い国際法の新原則である。此の高い原則のために〔中略〕日本の在韓財産は私有財産も含めて一切没収された」。これに続けて久保田は次のように書いている。

朝鮮人は、第二次大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり陳謝を要求すべきであるかの如き錯覚を今尚持つている。彼等が此の思い上がった雲の上から、国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベル迄降りて来ない限り、日韓問題の眞の解決はあり得ない⁶¹。

つまり、「朝鮮人」が植民地支配に対する「陳謝」を要求するのは「錯覚」であり、そうした「思い上がった雲の上から」の態度は、「国際社会の通念と外交会議の常識」に反する。この言説は、久保田個人の植民地主義的な尊大さの表明だけでなく、敗戦直後から組み上げられた日本政府の植民地支配認識を粗雑に表現したのもでもあった。そうした韓国への尊大さと植民地支配認識は、その後も再生産され続け、歴史的真実の究明を妨げる力として作用した。

ところで、第3次会談において日本政府は、強制動員被害問題をどのように認識していたのだろうか。第3次会談が決裂した直後に外務省で決裁された「日韓交渉処理方針」なる内部文書がある。そこでは、財産および請求権問題は「原則として相互放棄する」としつつも、「相互放棄」の例外として、「(1) 日本陸海軍に属した韓人及び国家総動員法によつて徴用された韓人に対する給与その他の未払金で日本の法令に従つて支払われるもの〔7文字黒塗り－太田、以下同様〕」、「(2) 戦前の勤務により日本の恩給を受ける権利のある韓人に対する恩給で日本の法令に従つて支払われるもの〔10文字黒塗り〕」、「(3) 戦後日本から引揚帰国した韓人からの税関預かり金〔3文字黒塗り〕」が列挙されている⁶²。「日本の法令に従つて」との制限は付されているものの、軍人軍属および被徴用労務者の「未払金」や「恩給」「引揚帰国した韓人からの税関預かり金」は、この文書でも「支払われる」とされている。

その後1950年代半ばには、鳩山一郎政権下での「日ソ国交回復共同宣言」調印、中国および朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）との民間交流の推進など社会主義圏への接近、それに対する李承晩政権の日本漁船拿捕や「対日禁輸措置」などをめぐって、日韓は激しく対立した。そうした中で、1955年初めに日韓会談再開をめざす谷正之外務省顧問と金溶植キムヨンシク駐日代表部公使による非公式会談が開催され、その際に外務省側は「請求権の相互放棄」を基本方針としつつも、「引揚げ韓国人の預託金」、「陸海軍関係俸給等未払金」、「一般被徴用者未払金」、「供託金」、「恩給」は「支払う用意あり」⁶³との態度で臨んだ。

ただし、日本政府内で外務省と大蔵省の間には、強制動員被害者の「未払金」などの支払いをめぐる意見の相違が見られた。1957年3月に開催された関係省庁打合せ会議で当初外務省は、日本側が支払いに応じる項目として、「1、引揚韓国人の税関預り金／2、軍人、軍属および政府関係徴用労務者に対する未払給与／3、戦傷病、戦没軍人、軍属に対する弔慰金、年金／4、一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金／5、未払恩給〔後略〕」などをあげていた。

それに対して大蔵省側は、支払い可能な項目は上記の1, 2, 5, および「帰国韓国人一般労務者」に対する未払い賃金の合計約4億円のみだと主張していた⁶⁴⁾。つまり大蔵省は、「3, 戦傷病, 戦没軍人, 軍属に対する弔慰金, 年金」と「4, 一般徴用労務者のうち負傷者, 死者に対する弔慰金」は容認できず、「預り金」と「未払い給与」のみ支払い可能だとした。外務省案が、負傷あるいは死亡した強制動員被害者の「弔慰金」, 「年金」なども支払いの対象としていたのに対して、大蔵省はそれらを除外する点で両者の考え方にはくい違いがあった。

こうした外務省と大蔵省の意見の相違は、外務省が強制動員被害問題を「コンパッション・リーズン」, あるいは「道義的責任」にもとづく「特別の考慮」の対象として考えていたのに対して、大蔵省が「戦傷病者戦没者遺族等援護法」など戸籍条項や国籍条項付きの国内法を厳格に適用して財政支出を抑えることを優先していたことから生じたと考えられる。

同じ1957年12月には外務省の内部文書「韓国に対する債務処理についての試案」が作成された。韓国側「対日請求権8項目」の「処理方針」と「金額及び摘要」が整理されており、強制動員被害問題については第5項に、「(4) 韓国人軍人, 軍属, 戦傷病者, 戦没者に対する弔慰金」, 「(5) 韓国人徴用労務者の諸未払金及び死亡あるいは負傷した者に対する弔慰金等の支給」, 「(6) 徴用労務者に対する諸未払金供託分の返還」, 「(7) 韓国人が本邦及び日本占領地より帰国の時, 寄託せしめられた金銭の補償」などの小項目が列挙されているが、「処理方針」と「金額及び摘要」はすべて黒塗りで不明である⁶⁵⁾。

今のところ1950年代最後の外務省の方針案が確認できるのは、1958年3月31日付の「請求権問題に関する基本方針案」である。この案では、「韓国人に対する日本政府の債務(国債, 被徴用者の未払金等)は支払う」としていた⁶⁶⁾。その後も、同様の方針が維持されたものと見られる。財産請求権の「相互放棄」を基本方針としつつも、朝鮮人軍人軍属, 労務者の「預託金」「未払給与」「恩給」は「事実関係の立証」を求めたうえで支払うという方針は⁶⁷⁾、1962年11月のいわゆる「大平・金合意」で「経済協力」方式による処理方針が確定することによって、廃棄されることになる。

4.2 在日朝鮮人「徴用労務者」245人説と「補償金」の拒絶

1959年、在日朝鮮人の北朝鮮への「帰国」が実施される直前に、日韓およびアメリカ外交当局者の間で、戦時強制動員被害者の問題が議論となったことについてもふれて

おこう。議論の経緯については、すでに李誠のすぐれた研究で言及されているが⁶⁸⁾、戦時強制動員被害の歴史的真相の究明と補償という側面からあらためて論じておきたい。

日韓国交正常化交渉において、韓国側が在日朝鮮人の「集団帰国」とその際の「補償金」の支払いの要求に言及したのは、1959年9月11日に開催された第4次日韓会談「法的地位に関する委員会」第18回会合においてだった。在日朝鮮人の北朝鮮への「帰国」が目前に迫る状況の中で開催されたこの会合で、韓国側代表の兪鎮午（高麗大学校総長）主査は、以下のような「新提案」を行った。

在日韓人の韓国への集団帰国を奨励する方法を講じたい〔中略〕。本協定発効後一定期間（出来るだけ短い期間）に集団帰国を希望する者に対し、日本政府が帰国に必要な便宜と、韓国における定着に必要な補償金を支払う措置を講ずるならば、韓国政府としても彼等をうけ入れるためにすべての努力をする考えである。〔中略〕そして個別的帰還者の財産持出及び送金に関する規定は集団帰国者に対しても適用すべきものとする⁶⁹⁾。

日本側の平賀健太（法務省民事局長）主査が「補償金」の性質および内容について尋ねたところ、兪鎮午は「補償金」に関する理論は充分展開できるがここでは詳しく述べないとしたうえで、「韓国に帰還する人は大体貧しい人と思われるので、彼らが日本に居住することになった歴史的背景を考えれば、彼等が韓国に帰還して定着する必要な金額を与えることは人道的にみても当然であり、日本政府においても異存ないものと思う」と回答した。

そもそも、在日朝鮮人の「集団帰還」と「補償金」に関する問題は、在韓米大使館、在日米大使館を仲介として、その年の7月頃から、米韓、日米の当局者間で非公式に議論されていた。同年12月に北朝鮮への最初の「帰国船」が出航し、アメリカ側が資金の提供が困難だと結論してから、在日朝鮮人の韓国への「集団帰還」構想自体が立ち消えとなった。植民地支配下の戦争被害責任、冷戦、経済開発などが複合的に重なり合う政治状況において展開された議論であったが、戦時強制動員被害の真相究明と補償という側面から見た場合、以下の二つの事象が重要である。

その一つは、在日朝鮮人の「集団帰還」構想をめぐる議論が本格化する直前の7月11日、日本政府が「在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯、とくに、戦時中の徴用労務者について」という文書を公表したことである。この文書は「第2次大戦中内

地に渡来した朝鮮人、したがってまた、現在日本に居住している朝鮮人の大部分は、日本政府が強制的に労働させるためにつれてきたものであるというような誤解や中傷が世間の一部に行われているが、右は事実と反する」と書き出され、1959年当時の在日朝鮮人の総数約61万人の「外国人登録票」の「渡来の事情」を調査した結果、そのうち「戦時中に徴用労働者としてきたものは245人にすぎないことが明らかとなつた」としている⁷⁰⁾。

この文書は、在日朝鮮人に対する「誤解や中傷が世間の一部に行われている」ことへの外務省の反論として公表されたものだった。「誤解や中傷」とは、李承晩大統領や韓国政府の発言を指しているのだろう。すでに1955年7月に李承晩は、アメリカの新聞「クリスチャン・サイエンス・モニター (Christian Science Monitor)」紙上でのインタビューで、「約200万人の韓人が軍需工場労働者 (war factory workers) や弾薬運搬人 (ammunition carriers) などとして日本に動員された」こと、日本の植民地からの解放後には「多くの韓人が帰還したが、約70万人が日本に残留し」、「日本人は在日韓人に対して幾多の法的地位と人権を認めることを拒絶した」こと、韓国政府は「駐日韓国代表部と民団をとおして、帰還を望むすべての在日韓人は希望するすべての財産を搬入でき、日本政府は在日韓人に対して相当の補償 (compensation) を支払うことを要求する」こと、などについて語っていた⁷¹⁾。

1956年に入ってから李承晩は、大村収容所に収容されている在日朝鮮人に対して日本政府が補償すべきこと、日本政府が在日朝鮮人70万人を何の補償もなしに追放しようとしているが、在日朝鮮人に補償し財産搬出を認めるならば韓国が受け入れを考慮してもよいこと、在日朝鮮人が韓国に永住帰国する場合には日本政府に1人当たり500ドルの支払いを要求することなどを、東京の金溶植駐日公使に伝えていた⁷²⁾。これを受けた金溶植は、中川融外務省アジア局長との会談で、「在日韓国人の大半は戦争中強制的に連れて来られたもの」だとして、「慰藉金のような意味で金を出せないか」と中川に迫ったが⁷³⁾、中川は「困難である」と一蹴していた⁷⁴⁾。

その後も韓国側は機会あるたびに、「補償金」の支払と無制限の財産搬入を条件に在日朝鮮人の集団帰還を日本政府に求めた。その要求は、植民地支配下の戦時動員被害を事実上否認する日本政府への不満や、北朝鮮との正統国家としての威信をめぐる競争、朝鮮戦争で荒廃した韓国経済の復興への希望などが混在したものだったと言える。

そうした中で日本政府は、先の文書を公表した。外務省はそれを、李承晩大統領の強制動員被害に対する「補償金」の要求がいかに根拠のないものを国内外に訴えるため

の対抗的な措置として発表したのである。だが、外村大が検討したように、外務省が発表した「徴用労務者」「245人」説は、「国民徴用令の発動以前に動員計画によって日本内地に配置された朝鮮人を含まない」、不適切な数字であった⁷⁵⁾。おそらく「この数字を含む文書自体が冷戦期のプロパガンダ」⁷⁶⁾だと言った方がよい。

もう一つは、在日朝鮮人への「補償金」支払いを韓国政府が要求したことに対して、日本政府側は一貫して拒否する態度をとっていたことである。例えば、1959年9月9日の柳泰夏駐日代表部大使との非公式会談で伊関佑二郎アジア局長は、在日朝鮮人の集団帰国について「日本側としては補償金を支払うが如きことはできない」と断言していた。11月4日の会談でも、柳大使が「大韓民国に一定期間内に帰還する人のために一定額の補償金を支払う」ことを骨子とする「在日韓僑の問題に関する大韓民国と日本国政府に依る共同コミュニケ案」を示して日本側の同意を求めたが、伊関アジア局長はそれを峻拒した⁷⁷⁾。

その代替案として構想された「伊関試案」では、「韓国帰還と直接関連する形ではなく、例えば住宅の建設の如き間接的に帰還者の *resettlement* の援助になる事業」や、「韓国の経済復興あるいは国土建設ないしは韓国民のための福祉厚生のための援助または贈与」であれば可能だ、とされていた⁷⁸⁾。アメリカ側との協議では、「正式に両国の国交が樹立された暁には、日本国政府は、大韓民国政府の社会福祉に寄与する目的をもって、一定金額を支出するために所要の国内手続きをとる」との最終案が提示された⁷⁹⁾。これは、翌1960年夏に外務省アジア局で創案される「経済協力」方式につながる注目すべき構想であるが、これも1959年末には立ち消えとなった。

韓国側が主張した、在日朝鮮人の集団帰還に際しての「補償金」要求は、先述のように、植民地支配下の戦争被害放置への不満や北朝鮮との威信をめぐる競争、経済復興への希求などが混在したものであった。だが「過去の克服」の観点から考えるならば、日本政府がなぜそれを峻拒したのかを問うことが重要である。その明確な理由は資料からは確認できなかったが、まず北朝鮮への帰還者には「補償金」は支払われないこと、大蔵省側がかねてより財政負担の軽減と引揚者への国内補償への影響を憂慮していたことがその理由として考えられる。在日朝鮮人のうち「強制徴用」されたのは245人に過ぎず、帰還するすべての在日朝鮮人に「補償金」を支払うのは道理に合わないという、つくりだされた理屈もあっただろう。

だが、日本政府が「補償」を拒否した本質的な理由は、「補償」要求を受入れれば植民地支配下の戦時強制動員被害の責任を認めたことになると考えたからにはかならな

い。植民地支配下の戦争責任を不問に付すという原則的な方針がその根底にあったのである。そうした方針は日韓会談を通して一貫していた。

お わ り に

冒頭の問いにもどり、1950年代の日韓会談での強制動員被害問題をめぐる歴史的真相究明について、1960年代以降にもつなげて考えておきたい。その際に、敗戦後の日本と解放後の韓国との関係は、植民地支配と被支配の関係の歴史を背景としていたことをふまえておく必要がある。

日本の植民地支配から解放され独立したばかりの韓国には、日本の植民地支配下で引き起こされた日中戦争およびアジア太平洋戦争への強制動員被害の責任を追及する途はきわめて制限されていた。世界人権宣言のような人間の基本的人権を重視することに関する合意はあったが、朝鮮戦争で東西冷戦が極度に激化していた時期に、強制動員被害問題の解決を訴える韓国の主張に耳を傾ける勢力は存在しなかった。そればかりか、連合国側のアメリカは同じ植民地帝国であった日本の植民地支配正当論に理解を示していた。

そして何よりも日韓会談において日本政府は、かつて朝鮮を植民地支配していたがゆえに、強制動員された軍人・軍属の陸海軍別の動員数や犠牲者数、その名簿、労働者の動員数や企業別の名簿、そして賃金や貯金、保健、年金、恩給などの未払金、供託金額などの真実を排他的に独占していた。

こうした中で韓国政府は『対日賠償要求調書』において、強制動員被害を「被動員韓国人未受金（死亡者弔慰金、同葬祭料、遺家族慰謝料、傷痍者及び一般労務者慰謝料、負傷者傷痍手当、退職手当総額、賞与金総額、現金其他保管金、未受賃金、家庭送金額、徴用期間延長手当額）」として整理しGHQに提出した。第1次日韓会談ではそれをもとに「太平洋戦争中の韓人戦没者弔慰金及び遺族慰謝料」、「太平洋戦争中の韓人傷病者慰謝料及び援護金」、「太平洋戦争中の韓人被徴用者未収金」、「太平洋戦争中の韓人被徴用者慰謝料」として再整理し、日本側に提示した。米軍政下の1946年に実施された強制動員被害者数の調査に加えて、1953年に『日政時被徴用者名簿』、58年には『倭政時被徴用者名簿』を作成するなど、被害者数を究明する努力を続けた。

日韓会談の韓国側代表は、アメリカが主導して作成したサンフランシスコ講和条約第4条に規定された請求権を主張せざるを得なかったが、植民地支配下の戦時強制動員被

害の責任を問う姿勢も見せた。韓国経済界には、対日賠償は解放後の経済的混乱や朝鮮戦争からの経済復興の一環だという考え方も存在した。また『対日賠償要求調書』の「人的被害」や作成された名簿には、被害者や遺族の加害責任を問う意思や補償要求などが反映されていた。こうした韓国側の強制動員被害問題への対応は、いくつかの主体の意思や仮定が縫い合わされたパッチワークのようなものだったが、全体としては植民地支配下の強制動員の責任を問うものだったと言える。

日本政府は、強制動員被害の真実の大部分を独占することにより、韓国との外交交渉を有利に進めようとした。ただし第1次会談後の1952年秋に外務省は、韓国側が提起していた軍人軍属と労働者の「未払給与」、「戦死者弔慰金」、「預託金」、「恩給」などを「相互放棄」の対象から外し、「コンパッションネート・リーズンによる請求」、あるいは「道義的責任がある」ものとして、「特別の考慮を払う」措置を考究していた。

翌1953年春の第2次会談では、このいわば「道義的責任」論を念頭に、「韓人被徴用者未収金」を確定させるために、「ファクト・ファインディング」の作業、とりわけ「政府に勧告権を有する委員会（要すれば官民合同）」の設置や軍人軍属、労働者の名簿の「突合せ作業」の実施を、韓国側に提案していた。そうした「道義的責任」論や事実の確認作業の試みは、「過去の克服」における歴史的真相究明の可能性が皆無ではなかったことを示している。

だが、そうした考え方や試みは、植民地支配正当論にもとづくもので、そこには日本帝国の権力と政治が作用していた。それらは、植民地支配下の戦時強制動員に対する責任の欠落から、またはその責任を回避する弥縫策として導き出されたものだと考えられる。先述のように日本は、朝鮮を植民地統治していたがゆえに、戦時強制動員の真実の大部分を独占していた。それを前提とする、「事実関係の立証」を求める政治は逆説的にも、戦時強制動員の真実を覆い隠す力として作用した。それゆえ1950年代の日韓会談では、「官民合同」委員会による調査や名簿の突き合わせ作業は未発に終わり、被害者らが動員された場所、人数、賃金、生活、事故、犠牲者、抵抗、帰還などの歴史的真相は究明されることはなかったのである。

「道義的責任」論や事実の確認作業の試みは、国内外の政治情勢の変化によって容易に変わりうるものだった。実際に「道義的責任」論は、1960年代に入って財産請求権問題の「経済協力」方式による処理方案が浮上し確定する中で、後景に退いていった。そして興味深いことに「道義的責任」論は、1990年代になって、日本軍「慰安婦」問題やサハリン残留韓人問題、在日朝鮮人軍人・軍属問題への日本政府の対処方針とし

て、再浮上することになる。

また1960年代の「事実関係」に関わる議論は、「数字で話を決めるのは不可能」であることを韓国側に納得せしめ、最終的には「経済協力」方式で政治決着をはかるための交渉の手段として利用されただけで、強制動員被害の歴史的真相を究明する場とはならなかった。そのため日本政府内での「未払金」の実態調査や供託名簿などの強制動員被害関連資料は日韓会談期には韓国側に提示されることはなかった。日本政府が韓国側に名簿を提供し始めたのは1990年代になってからだった。

[付記]

本稿は、韓国国際交流財団（Korea Foundation）2020年度訪韓研究フェローシップによる研究成果の一部である。

注

- 1) ここでは、原告4名のうち、日本製鐵大阪製鉄所に動員された亡訴外人（呂運澤），原告2（申千洙）の記述のみ紹介した。亡訴外人は、提訴時には生存していたが、訴訟中に死去した原告を示している。判決時には、李春植さんを除く3名（呂運澤，申千洙，金圭洙）がすでに死去していた（日本製鉄元徴用工裁判を支援する会（2018）『虹通信』No.278, p.2）。
- 2) 대법원 판결 2013 다 61381 손해배상 (기), 2018. 10. 30 (筆者による翻訳)。
- 3) 正式名称は、条約第27号「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」である（『官報』大蔵省印刷局，1965年12月18日）。
- 4) 石田勇治（2007）『過去の克服－ヒトラー後のドイツ』白水社，p.7。
- 5) 拙稿（2020）「韓国大法院判決と再現する暴力について」『歴史学研究』No.992, p.36。
- 6) リン・ハント（長谷川貴彦訳）（2019）『なぜ歴史を学ぶのか』岩波書店，p.29。
- 7) 同書，p.27。
- 8) 樋口雄一（2015）「朝鮮人強制動員研究の現況と課題」『大原社会問題研究所雑誌』No.686, p.5。
- 9) 拙稿（2019）「第三章 日韓財産請求権「経済協力」方式の再考－植民地支配正当論，冷戦，経済開発」吉澤文寿編『歴史認識から見た戦後日韓関係－「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社。
- 10) 2005年に韓国の盧武鉉政権下で、韓国外交通商部（現・外交部）所蔵の日韓会談文書約3600頁が、2006年から2014年にかけてNGO「日韓会談文書・全面公開を求める会」の公文書公開請求運動により、日本外務省所蔵の日韓会談文書1916件約6万頁が開示された。拙稿（2013）「日韓会談文書公開と『過去の克服』」『歴史学研究』第908号，吉澤文寿（2015）「第3章 日韓会談をめぐる外交文書の管理と公開」安藤正人・久保

亨・吉田裕編『歴史学が問う 公文書の管理と情報公開－特定秘密保護法下の課題』大月書店を参照。

- 11) 代表的な研究として次のようなものがある。장박진 (2011) 「한일회담 청구권 교섭에서의 세부 항목 변천의 실증분석－대일 8 항목 요구 제 5 항의 해부」『정신문화연구』 34 (1), 장박진 (2014) 『미완의 청산－한일회담 청구권 교섭의 세부 과정』 역사공간, 吉澤文寿 (2015) 「Ⅲ 「完全かつ最終的に解決された」請求権とは何だったのか－財産請求権」『日韓会談 1965－戦後日韓関係の原点を検証する』 高文研, 유의상 (2016) 『대일 외교의 명분과 실리－대일청구권 교섭과정의 복원』 역사공간, 金恩貞 (2018) 『日韓国交正常化交渉の政治史』 千倉書房。
- 12) 拙著 (2015) 『[新装新版] 日韓交渉－請求権問題の研究』 クレイン, pp.36-37。
- 13) 外務部政務局 (刊行年不明 1949 か?) 『執務資料第四号 対日賠償要求調書』。
- 14) 장박진 (2014), 前掲書, pp.164-165。
- 15) 拙著 (2015), 前掲書, p.44。
- 16) 外務部政務局『執務資料第四号 対日賠償要求調書』, p.2 頁。筆者は前著で, 「序文」は, 李相徳の「対日賠償要求の正当性」をもとに作成されたと書いたが (同上, p.52), 現在は, 李相徳自身が「序文」を書いたのではないかと考えている。「序文」が彼の論文「対日賠償要求の正当性」に類似しており, 「序文」が書ける人物は李相徳以外に見当たらないからである。
- 17) 한혜인 (2014) 「한일청구권협정 체결 전후 강제동원 피해의 범위와 보상논리 변화」『사학연구』 113.
- 18) 大韓民国行政安全部国家記録院「強制動員者名簿」(<http://theme.archives.go.kr/next/victimSearch01/sub01.do>) 最終閲覧 2020 年 8 月 9 日。
- 19) 同上。장박진 (2011) 前掲論文は, 287,934 名 (帰還者数: 266,587 名, 未帰還者数 13,360 名, 死亡者: 7,987 名) とし, 한혜인論文は国家記録院の数字を採用している。
- 20) 拙稿 (2011) 「第 1 章 二つの講和条約と初期日韓交渉における植民地主義」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ脱植民地化編』法政大学出版社, p.31。
- 21) 古庄正 (1991) 「V 朝鮮人強制連行の戦後処理－未払い金問題を中心として」戦後補償問題研究会編『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店, p.119。
- 22) 古庄正 (1993) 「日本製鉄株式会社の朝鮮人強制連行と戦後処理」『駒沢大学経済学論集』第 25 卷 1 号, p.55。
- 23) 竹内康人編 (2012) 『戦時朝鮮人強制労働調査資料集 2－名簿・未払い金・動員数・遺骨・過去清算－』神戸学生センター出版部, p.7。
- 24) 『官報』大蔵省印刷局, 第 6938 号, 1950 年 2 月 28 日。
- 25) 竹内康人編 (2012), 前掲書, p.45。
- 26) 文書番号 1572 (以下, 数字のみを表記する) 「韓国の対日賠償要求について」(作成年月日は不明だが, 文書の内容から 1951 年末または 1952 年初め頃に作成されたと推測され

- る), 2013年11月開示変更, 『日本外務省文書』(以下, 省略)。
- 27) 同上。
- 28) 1626「日韓交渉において国籍問題以外に議題となり得ることを予想される諸案件」(1951年10月18日, 外務省管理局総務課) 2013年11月開示変更。
- 29) 1177「日韓会談第三回請求権委員会議事要録」(1952年2月27日, アジア局アジア二課)。
- 30) 1635「日韓両国間に取極められるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱(日本側提案)」2013年11月開示変更。
- 31) 日本政府が「相互放棄」方式を確定していく経緯については, 拙稿(2011), 前掲論文, pp.44-47, 拙稿(2019), 前掲論文, p.110を参照。
- 32) 1301「相互放棄の表現方式について」(1952年11月9日, 西沢) 2013年11月開示変更。
- 33) 「コンパッションネート・リーズン [compassionate reason]」の compassionate は, 注34)の資料「日韓関係調整方針(案)」に記されているように, 「道義的」と同義だと解釈できる。
- 34) 1044「日韓関係調整方針(案)」(1952年12月30日, アジア局第二課作成か?) 2013年11月開示変更。
- 35) 1047「日韓関係調整に関する関係閣僚了解(案)」(1953年1月末頃作成か?) 2013年11月開示変更, 1053「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」(1953年6月11日) 2013年11月開示変更。
- 36) 1049「日本国と大韓民国との間の財産及び請求権処理に関する特別取極(案)」(1953年3月25日) 2013年11月開示変更。
- 37) 吉澤文寿もこの「日本側特別取極案」を紹介し, この案の方針が「第2・3次会談にも維持された」と書いているが(吉澤(2015), 前掲書, p.100), この案はあくまで第二案であり, 「補償」は方針とされたわけではない。
- 38) 法律第127号「戦傷病者戦没者遺族等援護法」『官報』大蔵省印刷局, 号外第53号, 1952年4月30日。
- 39) これについては, 田中宏(2013)『在日外国人 第三版-法の壁, 心の溝』(岩波書店, pp.108-115)が詳しく論じている。この援護法が制定, 施行されたのは4月30日だったが, 4月1日に遡って適用されたため, その時点で旧植民地出身者は日本国籍を保持しており, 国籍条項では排除できなかった。旧植民地出身者を同法の対象から排除するために, 適用対象を「国籍」ではなく, 「戸籍」としたと考えられている。
- 40) 田中宏(1991)『在日外国人-法の壁, 心の溝』岩波書店, p.107。
- 41) 1181「日韓会談第五回請求権委員会議事要録」(1952年3月6日)に添付された別紙二「請求権問題に関する日本側提案の説明(要旨)」p.5。
- 42) 856「在日朝鮮人の処遇殊に教育及び生活保護問題に関する打合せ会議事要旨」(1953年5月8日, アジア局第二課)。会議の参加者は, 外務省から久保田貫一郎参与ら7名, 法

- 務省 2 名, 大蔵省 2 名, 文部省 1 名, 厚生省 2 名だった。
- 43) 693「財産請求権関係部会第一回会議における久保田代表挨拶」(1953年5月11日) 2013年11月開示変更。
- 44) 「제 2 차 한일 회담 (1953. 4. 15-7. 23) 청구권위원회 회의록, 1-3 차, 1953. 5. 11-6. 15.」(723. 1 JA, 92, 정무과, 1953), pp.21-22, 『韓国外交文書』, 693「日韓交渉報告(六)／請求権関係部会第一回会議状況」(久保田参与, 1953年5月11日) 2013年11月開示変更。
- 45) 693「日韓交渉会議議事要録(一一)／第二回請求権関係部会」(1953年5月19日, アジア局第二課) 2013年11月開示変更。
- 46) 久保田によると, 部会会議を3回, 非公式会議4回, 専門家協議会を1回開催した(1057「七月二十九日, 日韓会談に関する各省関係官連絡会における久保田参与の挨拶(案)」(1953年7月27日, アジア局第二課))。
- 47) 693「日韓交渉報告(一二)／請求権関係部会第二回会議状況」(1953年5月19日, 久保田参与) 2013年11月開示変更。
- 48) 693「日韓交渉会議議事要録(一二)／第二回請求権関係部会」(1953年5月19日, アジア局第二課) 2013年11月開示変更。
- 49) 693「AIDE-MEMOIRE on talking of the 23rd May, 1953」には, 「太平洋戦争中韓国人被徴用労働者数 105,151 名内徴用中死亡者 12,603 名, 同負傷者約 7,000 名(未確定数たるも, 名簿提出可能)に対する諸未払金及び弔慰金等。(その措置に関する日本側対策又は意見)」と記載されており, 死亡者数が会議録で提示された数字とは異なる。どちらかが誤っているものと思われる。
- 50) 林松本「對日會談 財産權 및 請求權 問題」 「제 1 차 한일 회담 (1952. 2. 15-4. 21) 청구권 관계자료, 1952」(723. 1 JA, 87, 정무과, 1952), pp.724, 『韓国外交文書』, 장박진 (2014) 前掲書, 331 頁。
- 51) 1915「日韓外交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 3 章 第 2, 3 次日韓会談」(1971年, 日韓外交正常化交渉史編纂委員会), 82 頁, 2013年11月開示変更。3度の非公式会議の備忘録は, 日本側の開示文書 693 に含まれており, 6月11日の部会会議で上田克郎大蔵省理財局外債課長の「韓国側提示のエド・メモアールの諸項目については〔後略〕」との発言から, 韓国側が作成したものと見られる。張博珍は, 5月14日, 23日, 28日は, 備忘録が提出された日としているが(장박진 (2014), 前掲書, p.439), 非公式会議が開催された日とするのが自然だろう。
- 52) 693「AIDE-MEMOIRE on talking of the 23rd May, 1953」 2013年11月開示変更。
- 53) 693「日韓交渉会議議事要録(二二)／第三回請求権関係部会」(1953年6月11日, アジア局第二課) 2013年11月開示変更。
- 54) 韓国側記録もあるが, 「遺骨柱数」のみ数字が異なっている。「(1) 海軍関係／保管分 2,672 柱／既に還送されたもの, 前段 2,677 柱, 後段 7,422 柱／(2) 陸軍関係／保管分 1,448 柱」(「제 2 차 한일 회담 (1953. 4. 15-7. 23) 청구권위원회 회의록, 1-3 차, 1953.

5. 11-6. 15.」フィルム番号：C 1-0002, 『韓国外交文書』)。
- 55) 693「日韓交渉会議事要録(二二)／第三回請求権関係部会」同上。
- 56) 693「請求権関係専門家協議会議事要録」(1953年6月18日, アジア局第二課)。
- 57) 1915「日韓国交正常化交渉の記録 Ⅲ 第2,3次日韓会談」(1972年刊行か?, 外務省アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会) 2013年4月開示変更, pp.128-130。
- 58) 拙稿(2011), p.46。
- 59) 拙稿(2019), p.122。
- 60) 173「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第一回」(1953年10月9日, アジア局第二課)。
- 61) 1062「日韓会談決裂善後対策」(1953年10月26日, 久保田貫一郎) 2013年4月開示変更。
- 62) 1060「高裁案／日韓交渉処理方針に関する件」(1953年10月13日起案, 同10月17日決裁, 外務省アジア局第二課長) 2013年11月開示変更。
- 63) 1671「谷大使, 金公使会談の件(第一回)」(1955年1月29日)。
- 64) 1518「関係省打合資料」(1957年3月18日, 外務省アジア局) 2014年3月全面開示。
- 65) 1597「韓国に対する債務処理についての試案」(1957年12月5日)。
- 66) 1598「請求権問題に関する基本方針案」(1958年3月31日) 2013年11月開示変更。吉澤(2015), 前掲書, p.102。
- 67) 「弔慰金」の支払は, 大蔵省の反対が強かったため容認されなかった可能性が高い。
- 68) 李誠(2012)「한일회담에서의 제일조선인의 법적지위 교섭(1951~1965)」成均館大学校大学院史学科韓国史専攻博士学位請求論文, pp.127-129, 181-185。
- 69) 1088「第4次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第18回(再開第3回)」(1959年9月11日, 外務省アジア局北東アジア課)。
- 70) 「在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯, とくに, 戦時中の徴用労働者について」(記事資料 昭和30年7月11日) 439 外務省情報文化局『外務省発表集第十号および公表資料集第八号(合冊)』(1960年2月)所収。
- 71) “Questions and Answers Give Rhee Viewpoint”, *Christian Science Monitor*, September 29, 1955, 1676「在米特命全權大使井口貞夫より外務大臣重光葵宛」(1955年10月7日)所収。李誠(2012), 前掲論文, p.127。
- 72) 李誠(2012), 前掲論文, p.127。
- 73) 1431「金公使と会談の件」(1959年12月20日, 中川)。
- 74) 1431「金公使と会談の件」(1959年12月18日, 中川)。
- 75) 外村大(2012)『朝鮮人強制連行』岩波書店, p.213。なお外村は1959年当時の在日朝鮮人の中の強制動員被害者の推定値として6500人という数字を提示している。
- 76) 이타가키 류타(2018)「조선인 강제연행론의 계보(1955~65)」오타 오사무/허은 편『동아시아냉전의 문화』소명출판사, p.83。

- 77) 333 「伊関, 柳会談に関する件」(1959年11月4日, 北東アジア課長)。
- 78) 1399 「アジア局重要懸案処理月報第16号(昭和34年9月分)」(1959年10月10日, 外務省アジア局総務参事官室)。
- 79) 1619 「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述(案)(昭和34.12.10)」(1959年12月10日)。